

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 2 月に A 県の B 社に入社した。退職後に出身地である C 県に転居したので、退職時期は 44 年秋ごろだと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所別被保険者名簿によると、B 社は、昭和 41 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、同年 10 月 8 日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、同日から 44 年 11 月 1 日までの期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、法務局の商業登記簿謄本によると、B 社が昭和 43 年 10 月 * 日に破産宣告されていることが確認できる上、市役所の戸籍の改製原附票によると、申立人が同年 12 月 21 日に C 県に転居していることが確認できることから、申立人が同年 12 月以降も同社に継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、B 社が厚生年金保険の適用事業所であった期間（昭和 41 年 2 月 1 日から同年 10 月 8 日まで）に、申立人を含め 21 人が被保険者資格を取得しているが、当該 21 人の資格喪失日に同一性はなく、社会保険事務所（当時）への届出に不自然な点は見当たらない。

加えて、B 社は、上記のとおり既に廃業しており、申立期間当時の役員及び同僚 20 人のうち、聴取できた同僚 2 人は、申立人の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できない上、申立人も当時の厚生年金保険料の控除について記憶があいまいである。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで臨時職員として A 事業所 B 所で勤務しており、健康保険証を使用し通院したことを記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保有している人事記録から、申立人が申立期間に B 所で臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は、昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人と同期の同僚についても、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無く、申立人と同じ昭和 46 年 4 月 1 日に共済組合員となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月6日から42年3月4日まで
私は、申立期間について船を降りていたが、A社（平成10年10月*日合併により、現在は、B社）の社員であったのに、船員保険の加入記録がなくなっている。申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有するA社の人事記録によると、申立人に対し同社から、昭和18年7月17日から61年1月2日までの期間（通算勤務年数42年5か月17日）に係る退職金が支給されていることから、申立人は、申立期間において同社に在籍していたことが認められる。

しかし、B社は、同社が保有するA社の船員保険被保険者票に「喪失年月日41.10.5 取得年月日42.3.4」と記載されていることから、申立期間について申立人を船員保険に加入させていないと回答している。

また、申立人が所持する船員手帳の「失業保険金支給関係」欄によると、申立人が昭和41年10月6日に求職申込をした旨の記載及び申立人が同年10月13日から42年3月3日までの期間に係る失業保険金を受給した旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案 330 (事案 17 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 31 日から 55 年 10 月 1 日まで
前回の申立てに対して、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、今回新たに、A社での在籍を証明してくれる当時の上司の証言を得たので、再度申し立てる。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことを確認できる給与明細書等の関連資料を保有しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについての記憶も無い上、申立人の雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失時期は、厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失時期と一致しているほか、申立人は、申立期間を通じて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付している等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに申立期間当時の元上司の証言を得られたので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして、再度申し立てている。

しかし、当該元上司からは、「申立人が厚生年金保険に加入していたかなど、細かい話は分からない。」として具体的な供述が得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認できないことから、当該元上司の証言が委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A事業所より発行してもらった勤務証明書のとおり、昭和 47 年 3 月 31 日まで臨時職員として勤務していたのに、オンライン記録では、同年 3 月 30 日で厚生年金保険の資格が喪失している。申立期間について厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所B部C課発行の勤務証明書（平成 4 年 1 月 23 日付け）によると、申立人は、昭和 47 年 3 月 31 日まで同事業所同部C課に勤務していたものとされている。

しかし、オンライン記録によると、A事業所B部C課では、昭和 47 年度までの年度末の退職者について、全員を3月中に資格喪失させており、46 年度末の退職者についても、申立人を含めた4人全員が、昭和 47 年 3 月 30 日に資格喪失していることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA事業所B部C課における離職日は、昭和 47 年 3 月 29 日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の申立人の資格喪失日と一致している。

さらに、A事業所は、申立人に係る臨時職員の任免手続及び賃金の支払い手続に関する書類について、保存期限の経過により廃棄済みと回答しており、上記の昭和 47 年 3 月 30 日に資格喪失している同僚に聴取しても、申立人の退職日及び退職月の保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。